



【訪問看護】

ターミナルケア加算 算定のガイドブック

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ターミナルケア加算とは？・・・・・・・・・・ 4
- ターミナルケア加算の単位数・・・・・・・・・・ 5
- ターミナルケア加算の算定要件・・・・・・・・・・ 6～7
- ターミナルケア加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 8～12
- ターミナルケア加算の留意点・・・・・・・・・・ 13
- ターミナルケア加算のQ&A・・・・・・・・・・ 14～19

はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、訪問看護のターミナルケア加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



ターミナルケア加算とは？

ターミナルケア加算とは、ターミナルケアを行う体制を整え、ターミナル期の利用者にターミナルケアを実施することを評価する加算です。

在宅での介護、療養が推進される中、訪問看護ステーションによるターミナルケアは、利用者が最後まで在宅で生活するために必要なサービスとなっています。

令和元年12月時点では、介護保険のターミナルケア加算の算定率は『8.9%』となっています。また、ターミナルケア加算を算定している人数が算定要件の一つとなっている「看護体制強化加算」は、算定率が（Ⅰ）が『2.6%』、（Ⅱ）が『4.7%』となっています。

このようにターミナルケア加算を算定している事業所は多いとは言えない状況ですが、医療保険における訪問看護ターミナルケア療養費も含めると、ターミナルケアの取り組みを行うことによって、算定できる報酬の範囲は大きく広がります。

それでは、介護保険におけるターミナルケア加算について、単位数や算定要件、算定までの流れなどを見ていきましょう。

ターミナルケア加算の単位数

加算の種類	単位数
ターミナルケア加算	2,000単位/月

ターミナルケア加算を算定することは、他の加算の算定可否にも影響します。

【参考情報】

- 看護体制強化加算（Ⅰ）：550単位/月
前12月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上
- 看護体制強化加算（Ⅱ）：200単位/月
前12月間においてターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上

※看護体制強化加算を算定するためには、上記以外にも満たさなくてはならない算定要件があります。

ターミナルケア加算の算定要件

- 24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問できる体制を整備していること。
- 所轄官庁へ体制の届出を行っていること。
- 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について、利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- 死亡日、死亡日前14日以内に2日（※特定の利用者については1日）以上ターミナルケアを行っていること。
- ターミナルケアの提供について必要な事項が適切に記録されていること。

ターミナルケア加算を算定するタイミング

- ターミナルケアを実施した後、在宅で死亡した日の属する月
- ターミナルケアを実施した後、24時間以内に在宅以外で死亡した日の属する月

ターミナルケア加算の算定要件

※特定の利用者（1日のターミナルケアで算定できる利用者の状態）

1日のターミナルケアで算定できる利用者の状態は、以下のいずれかに該当する状態を指します。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 末期の悪性腫瘍● 多発性硬化症● 重症筋無力症● スモン● 筋萎縮性側索硬化症● 脊髄小脳変性症● ハンチントン病● 進行性筋ジストロフィー症● パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）） | <ul style="list-style-type: none">● 多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）● プリオン病● 亜急性硬化性全脳炎● ライソゾーム病● 副腎白質ジストロフィー● 脊髄性筋萎縮症● 球脊髄性筋萎縮症● 慢性炎症性脱髄性多発神経炎● 後天性免疫不全症候群● 頸髄損傷● 人工呼吸器を使用している状態● 急性憎悪他、主治医が一時的に頻回の訪問看護の必要を認めた状態 |
|---|--|

ターミナルケア加算を算定するまでの流れ

一連の流れ

① 24時間連絡体制、必要に応じて訪問できる体制の構築



② 所轄官庁への届出



③ 利用者・家族への説明、同意



④ ターミナルケアの実施、記録

ターミナルケア加算を算定するまでの流れ

24時間連絡体制、必要に応じて訪問できる体制の構築

体制構築のポイント

- オンコール体制や夜間の勤務体制など、事業所で採用する体制を明確化する。（オンコール体制を採用する事業所が多い。）
- オンコール手当や夜勤手当を給与規程等に定める。
- オンコール体制に使用するスマートフォン等を準備する。
- 固定電話回線からスマートフォンへ転送ができるように準備する。
- オンコール対応や緊急時の訪問対応についてのマニュアルを整備する。

おすすめポイント

スマートフォンと合わせて『タブレット』を導入することで、電話応対時に利用者の情報を確認しながら通話することができるので、とても便利です。

また、緊急の訪問時にも情報の確認や記録の入力などで役立ちます。

ターミナルケア加算を算定するまでの流れ

所轄官庁への届出

提出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ターミナルケア加算に係る届出書

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

ターミナルケア加算に係る届出書の記載内容

- 24時間常時連絡体制の有無
- ターミナルケアの記録の体制の有無

(加算様式3-3)
緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事業所名						
施設等の区分	1 指定(介護予防)訪問看護ステーション 2 (介護予防)訪問看護事業所(病院又は診療所)					
届出項目	1 緊急時訪問看護加算		2 特別管理加算にかかるとする体制		3 ターミナルケア体制	

1 緊急時訪問看護加算に係る届出内容

① 連絡相談を担当する職員()人

保健師	人	常勤	人	非常勤	人
看護師	人	常勤	人	非常勤	人

② 連絡方法

③ 連絡先電話番号

1	()	4	()
2	()	5	()
3	()	6	()

2 特別管理加算に係る体制の届出内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② 当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	有・無
③ 病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	有・無

3 ターミナルケア体制に係る届出内容

① 24時間常時連絡できる体制を整備している。	有・無
② ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	有・無

備考 緊急時の訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

ターミナルケア加算を算定するまでの流れ

利用者・家族への説明、同意

契約の重要な事項を説明するための書類である重要事項説明書には、事業所が算定する加算について記載する欄があります。新たにターミナルケア加算を算定することになった場合、重要事項説明書に記載し、その内容を利用者・家族へ説明し、同意を得ることになります。

【重要事項説明書の記載例】

加算	単位数	算定回数等
緊急時訪問看護加算	〇〇単位	1月に1回
特別管理加算	〇〇単位	1月に1回
ターミナルケア加算	〇〇単位	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	〇〇単位	1回当たり（30分未満）
	〇〇単位	1回当たり（30分以上）
長時間訪問看護加算	〇〇単位	1回当たり
サービス提供体制強化加算	〇〇単位	1回当たり

ターミナルケア加算を算定するまでの流れ

ターミナルケアの実施、記録

ターミナルケア実施のポイント

- 所定の事項を訪問看護記録書に記録する。
- 他の医療及び介護関係者と連携を図る。

訪問看護記録書に記載する事項

- 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録
- ⇒ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿う。

ターミナルケア加算の留意点

- 利用者の死亡月にターミナルケア加算を算定します。ターミナルケアを最後に行った日の属する月と利用者の死亡月が違う場合には、死亡月に算定します。
- 1人の利用者につき、1カ所の事業所等だけがターミナルケア加算等（介護保険における訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護におけるターミナルケア加算、医療保険における訪問看護ターミナルケア療養費、訪問看護指導料の在宅ターミナルケア加算）を算定できます。
- 1つの訪問看護ステーションにおいて、医療保険と介護保険における訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合には、最後に実施した保険制度におけるターミナルケア加算等を算定します。
- ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができます。

ターミナルケア加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問24

Q.

ターミナルケアの提供にあたり、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえることが示されているが、当該ガイドライン以外にどのようなものが含まれるのか。

A.

当該ガイドライン以外の例として、「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン 人工的水分・栄養補給の導入を中心として（日本老年医学会）（平成23年度老人保健健康増進等事業）」等が挙げられるが、この留意事項通知の趣旨はガイドラインに記載されている内容等を踏まえ利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、ターミナルケアを実施していただくことにあり、留意いただきたい。

ターミナルケア加算のQ&A

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成30年3月23日 問25

Q.

ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めることとあるが、具体的にはどのようなことをすれば良いのか。

A.

ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図ることが必要であり、サービス担当者会議等における情報共有等が想定される。例えば、訪問看護師と居宅介護支援事業者等との連携の具体的な方法等については、「訪問看護の情報共有・情報提供の手引き～質の高い看取りに向けて～」(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業訪問看護における地域連携のあり方に関する調査研究事業(三菱UFJリサーチ&コンサルティング))等においても示されており、必要に応じて参考にしていただきたい。

ターミナルケア加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問30

Q.

特別管理加算は1人の利用者につき1カ所の訪問看護事業所しか算定できないが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを利用する場合など訪問看護事業所以外の事業所であれば同一月に複数の事業所で特別管理加算を算定できるのか。

A.

訪問看護を利用中の者は、同時に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用することはできないため算定できない。

ただし、月の途中で訪問看護の利用を中止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの利用を開始する場合等は当該月に複数のサービスを利用することになるが、このような場合であっても特別管理加算は1人の利用者につき1事業所しか算定できないため、費用の分配方法については事業所間の合議により決定されたい。

なお、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算（2回算定出来る場合を除く）についても同様の取扱いとなる。

ターミナルケア加算のQ&A

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) 平成24年3月16日 問35

Q.

死亡日及び死亡日前14日前に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回ターミナルケアを実施した場合にターミナルケア加算は算定できるのか。

A.

算定できる。最後に実施した保険制度において算定すること。

ターミナルケア加算のQ&A

平成21年度4月改定関係Q&A (Vol.2) 問17

Q.
死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアをしていれば、医療機関に入院し24時間以内に死亡した場合にもターミナルケア加算を算定できるということか。

A.
ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認された場合に算定することができるものとする。

ターミナルケア加算のQ&A

介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A 平成15年3月30日

Q.

介護保険の訪問看護の対象者が、急性増悪等により「特別訪問看護指示書」の交付を受けて医療保険の訪問看護を利用していた期間に死亡した場合の算定方法について

A.

死亡前24時間以内の訪問看護が医療保険の給付対象となる場合は、「ターミナルケア療養費」として医療保険において算定する。